

住民監査請求監査結果

平成26年11月20日

湯沢市監査委員

目 次

| | | |
|-----|---------------------|---|
| 第 1 | 監査の請求 | 1 |
| 1 | 請求書の提出日 | 1 |
| 2 | 請求者 | 1 |
| 3 | 請求の内容 | 1 |
| 4 | 請求の要旨に添付された事実を証する書面 | 2 |
| 5 | 主張する事実の要旨及び措置要求 | 3 |
| 第 2 | 要件の審査 | 3 |
| 第 3 | 監査委員の判断 | 3 |
| 第 4 | 監査の実施 | 4 |
| 1 | 請求人の証拠の提出及び陳述 | 4 |
| 2 | 監査対象事項等 | 4 |
| 第 5 | 事実関係の確認 | 4 |
| 第 6 | 監査の結果 | 7 |
| 第 7 | 監査の結論 | 7 |
| 第 8 | 監査委員の意見 | 7 |

第1 監査の請求

1 請求書の提出日

平成26年10月1日

2 請求者

4人（住所、氏名は省略）

3 請求の内容（※原文のとおり）

1 請求の要旨

本件請求は、当市に於ける公金支出の適正度を調査した結果、その一部が関係法令や財務規則、社会通念や市民感情に反する、違法・不当な財務会計行為に該当すると思料される為、別紙事実証明資料を添えて住民監査を求めるものである。

その違法・不当行為に対して疑義を抱く端緒となったのは、情報公開請求により一部公開された公文書であり、詳細は以下の通りである。

一般会計2款1項1目10節（以下「交際費」という）に係わる支出関係書類の内、支払年月日平成25年10月2日付で同日行われた『小安峡温泉若旦那会（以下「会」という）』への寸志20,000円及び、同会に対する同年5月27日付で支出した寸志20,000円の2件に係る支払決議書及び支払証明書であり、当該文書を別紙事実証明資料として提出する。

（1.）平成25年10月2日支出分

当該案件に於ける違法・不当性は、当市の事務事業との関係性も皆目解らない支出相手先に対して、案内状等による要請すらないものに寸志として公金を支出する行為は、公金の目的外使用に該当することから、本件支出が市に対して損害を与えるものと思料される点にある。

そもそも、案内状もない状況下で、当市の方から率先して自発的な行政裁量により寸志を出す正当な理由が全く見当たらない。これは、公平性の観点から見れば明らかな不平等性が看取される為、特定の団体に対してのみ公金を支出する行為は、他の同様な任意団体との均衡を逸し、依怙最良と捉えられる懸念を孕む。本来的に行政機関は他の外部組織とは同一のスタンスを保ち、社会通念上の健全性を保持するよう心掛けなければならない。

従って、交際費の支出基準上先ずは相手方からの要請を受けてから、公金支出の妥当性を判断し、正当な支出行為であるならば決済するという慎重さが求められるのだが、本件では斯様な熟慮が全く見受けられず、これでは市民に対して公明正大な公金執行に努めているとは説明がつかないであろう。

また、首長交際費や食糧費は特にそうなのだが、地方財政法第4条1項及び同2項に規定する行財政に係る経費の抑制及び財政の健全化に反する違法行為に該当性を有する。

ちなみに、法令解釈による違法行為とは、当該行為が客観的に正当性を欠くことも含意し、憲法、法律、条令、規則といった「法規」の明文に直接抵触する場合のみならず、公序良俗や社会通念、信義則に反する場合、裁量権の逸脱がある場合等広義に渡る。

(2.) 平成25年5月27日支出分

当該案件に対する請求事由は平成25年10月2日支出分と同義の為、ここでは1年間の住民監査請求期限を渡過した正当な理由についてのみ述べていく。

我々が情報公開請求した公文書は、文書の種類によって保存年限に差異はあるが、過去数年分の市長交際費や食糧費、報償費、旅費、公用車運転日誌等多岐に及び、関係書類が膨大かつ調査対象財務会計行為の妥当性を判断する為には、各種の公文書を付き合わせて精査する必要性に迫られることから、事務処理作業が煩雑になり、調査に時間を要した為である。

以上のような理由により、本件に係る2件分の寸志計40,000円を市の損害と認定し、原状回復の為にかかる損害額を市へと返還する勧告を出すよう強く求める。

4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

事実証明

- ① 湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し 2枚
(起案 平成25年9月26日 支払年月日 平成25年10月2日 前渡資金整理簿記載 平成25年9月26日) 1枚
(起案 平成25年5月22日 支払年月日 平成25年5月27日 前渡資金整理簿記載 平成25年5月22日) 1枚
- ② 湯沢市財務規則に基づく支払証明書の写し 2枚
(平成25年10月2日) 1枚
(平成25年5月27日) 1枚

5 主張する事実の要旨及び措置要求

監査請求書(措置請求書)及び事実を証する書面に記載されている事項の内容を勘案して、措置要求の要旨を次のように理解した。

本請求で請求人は、平成25年10月2日及び平成25年5月27日に「小安峡温泉若旦那会」へ交際費より各20,000円支出した行為は、当市の事務事業との関係性も皆目解らない支出相手先に対して、案内状等による要請すらないものに公金を支出する行為は、公金の目的外使用に該当し、市に損害を与えるものと思料するとして合計40,000円を損害額と認定し、原状回復のための損害額の返還を求める勧告を出すよう強く求めている。

第2 要件の審査

監査の実施に当たり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、地方自治法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成26年10月7日に全監査委員出席のもとに審査を行った結果、(1)平成25年10月2日支出分については受理することとし、(2)平成25年5月27日支出分については却下することとした。

第3 監査委員の判断 (地方自治法第242条の要件に係る判断)

住民監査請求は、市長や市職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補てんを求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、平成25年10月2日及び平成25年5月27日付で交際費から支出された寸志40,000円(20,000円×2回)が公金の目的外使用として市へ返還する勧告を出すことを求めている。

本件監査請求が、地方自治法第242条の要件を満たしているか否かを検討する。

地方自治法第242条第2項では「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定されている。

本請求で(2)の当該行為のあった日は、平成25年5月27日であり本請求書を本事務局へ提出した日については、平成26年10月1日であるため当該行為のあった日から1年以上経過しているものであり、請求人が情報公開により関係書類が膨大で事務処理作業が煩雑になり、調査に時間を要したためであるとの主張は「正当な理由」には該当しないものである。

よって、本請求の(2)平成25年5月27日支出分の件については、地方自治法第242条に定める適法な住民監査請求には当たらないと判断した。

このことにより、要件を満たしている(1)平成25年10月2日支出分を行うことと

した。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年11月4日に証拠の提出及び11月5日に陳述の機会を設けたが、10月31日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

地方自治法第242条の要件に係る判断により、本請求に係る支出が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

①平成25年10月2日支出分

(2) 監査対象部局

総務部総務課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

また、会計管理者に依頼し、資料の確認を行った。

第5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

①平成25年10月2日支出分については、次のとおり判明した。

平成25年10月2日行われた「小安峡温泉若旦那会」の際の市からの出席者は、市長、秘書室長の2名であることを確認した。その際支出された20,000円については、市長交際費より湯沢市財務規則(平成17年3月22日規則第49号)第64条第1項及び第2項に基づく支払決議書及び支払証明書により支出していることの確認を会計管理者が行っている。

市長交際費は、総務部総務課が所管しており、その経費の性格上、即時現金払いの必要性があるため、湯沢市財務規則第61条に基づき資金前渡の方法により支出し、同規則第66条の規定に基づき精算している。本件に係る資金前渡の現金は平成25年6月26日に交付され、精算が同年12月11日に行われた。その際、本請求書に添付された事実を証明する書面(支払証明書)が添付されている。

職員からの事情聴取によれば、小安峡温泉若旦那会は、小安峡温泉旅館経営者及び土産物を販売している店主からなる50歳代から60歳代までの年齢層の有志の方の会で、その目的とするところは、小安峡温泉観光振興に当たり次世代へ繋ぐために検討する会で、市からアドバイスを求める為に秘書室長に主催

者から直接電話による依頼があった。

電話依頼の内容は、観光振興に向けての考えを聞いてもらい市長、秘書室長からアドバイスをもらいたいとのことで、秘書室長については、旧稲川町職員時に観光を担当していた経験があるため市長と一緒に参加していただきたいとの依頼であった。

平成25年10月2日行われた「小安峡温泉若旦那会」の開催場所、参加人数、時間、金額については、開催場所は「元湯くらぶ」で参加者は、8人（市長、室長含む）午後6時30分から午後8時30分頃まで行われた。金額については、旅館で行われる為、また、飲食を伴うものなので一人当たり8,000円から10,000円位掛かるものと推測し、交際費から20,000円（一人10,000円×2人）寸志で支出した。

市長交際費の支出に関する基準は、以下のとおりである。

湯沢市市長交際費の支出に関する基準

平成18年12月26日制定

（趣旨）

第1条 この基準は、市長交際費（以下「交際費」という。）の支出に関し必要な事項を定めるものとする。

（交際費の種別、支出の範囲及び金額）

第2条 交際費の種別及び支出の範囲は、次に掲げるとおりとし、金額は、別表のとおりとする。

- (1) 祝金 祝金は、各種総会、大会、式典、行事等に市長及び副市長（以下「市長等」という。）又は市長等のいずれか若しくは市長等に代わって職員が出席する場合に支出する。
- (2) 弔慰金等 弔慰金等は、次の者の死亡に際し支出する。
 - ア 湯沢市非常勤特別職員等に対する弔慰金等贈呈要綱（平成22年湯沢市訓令第18号）別表に規定する者（以下「非常勤特別職員等」という。）の配偶者又は一親等の親族
 - イ 非常勤特別職員等以外の湯沢市行政に貢献のあった者（その配偶者又は一親等の親族を含む。）
- (3) 見舞金 見舞金は、非常勤特別職員等又は前号ア又はイの者の病気、入院、罹災等の見舞いに際し支出する。
- (4) 会費 会費は、各種会合等に市長等又は市長等のいずれか若しくは市長等に代わって職員が出席する場合に支出する。
- (5) その他 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものについて支出する。

2 交際費は、選挙の出陣及び当選祝い、政党の定期大会等政治活動（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第8条の2の規定による政治資金パーティーを含む。）に関するものに出席する場合には、支出することができない。

（交際費の支出内容の公表）

第3条 この基準による交際費の支出内容については、毎月1回、当月分を翌月15日発行の広報ゆざわに掲載するとともに、総務部総務課秘書室内に備え付け、請求に応じ閲覧に供するものとする。

（その他）

第4条 この基準に定めるもののほか、交際費の支出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年12月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 種 別 | 支 出 の 範 囲 | 金 額 |
|-------|------------------------------|---|
| 祝 金 | 各種総会、大会、祝賀会等 に出席する場合 | 5,000円から10,000円 |
| 弔慰金等 | 香典（葬儀のほか法要に出 席する場合） 献花 | 10,000円から20,000円 (20,000円から30,000円) 20,000円以内 |
| 見舞金 | 見舞金 | 5,000円から10,000円 |
| 会 費 | 参加費 | 実費相当額。ただし、実費の額が不 明の場合は、会場などを考慮してその 都度決定する額 |
| そ の 他 | 懇談会費 激励金 協賛金 その他 | 実費相当額 5,000円から20,000円 30,000円以内 必要と認める額 |

第6 監査の結果

本請求書で請求人は、平成25年10月2日付で同日行われた「小安峡温泉若旦那会」へ交際費より各20,000円支出した行為は、当市の事務事業との関係性も皆目解らない支出相手先に対して、案内状等による要請すらないものに公金を支出する行為は、公金の目的外使用に該当し、市に損害を与えるものと思料するとして20,000円の損害額の返還を求める勧告を出すよう求めている。

交際費は、行政実例や判例等から、一般的に地方公共団体の長又はその執行機関が行政執行上あるいは当該団体の利益のために、当該団体を代表して外部との折衝等をするために要する経費であると解されている。地方公共団体も社会の一構成員として社会的な実態を有し活動している以上、外部との接遇を行い、これに要する経費を交際費として公金をもって充てることは認められるべきと解されている。しかしながら、この裁量権は無制限のものではなく、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものである場合は、それに要した費用を公金により支出することは許されないとする判断が示されている。(最高裁判決平成元年9月5日)

「小安峡温泉若旦那会」の会は、小安峡温泉の更なる振興を目的としており市長と直接懇談することで市長に実情等を理解してもらい、今後の地域の活性化に繋げたいとの考えで開催したものと判断した。したがって、市長等がこの会に出席し、交際費から支出した20,000円(10,000円×2人)の経費については「湯沢市市長交際費の支出に関する基準」に基づくもので、市に損害を与えたとは言えない。

このことから、違法・不当なものではなく、本件請求には理由がないものである。

第7 監査の結論

請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

交際費・食糧費の支出については、住民の負担する税金で賄われていることに鑑み、疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応すべきである。

また、公用車運転日誌を調査したが未記載の箇所もあり、今後適切な事務処理を行うべきものである。